



愛称は「ハートフルプラザ・北秋田」

II 男女共同参画活動拠点施設 II

市交流センター内に設置されている北秋田市男女共同参画拠点施設の愛称がこのほど「ハートフルプラザ・北秋田」に決まり、命名した袴田清枝さん（大館市）に2月5日、同施設で佐藤修助助役から賞状と記念品が贈呈されました。



テーブル、イス、テレビ等が設置され、誰でも利用できます

同拠点施設は、男女共同参画社会の実現に向け、関係団体が集い、交流・啓発・情報発信の場とする施設。すべての市民の人権が保障され、男女が協力し合い、積極的に地

域産業の振興やまちづくり活動などさまざまな活動に参画することができる環境・社会の推進を図る活動を行うことを目的として昨年4月、設置されました。

市では設置当初、利用状況が低かったことなどから、気軽に足を運んでもらえるよう日までの期間、愛称を募集しました。その結果7点の応募があり、この中から市が委任した選考委員によって袴田さんの作品が選ばれたものです。

あたたかい心や
ふれあいが育つ北秋田へ

袴田さんは、男女共同参画を進める地域のリーダー「あきたF・F推進員」としての



部屋の入り口に看板を掲げる袴田さん

ほか、同施設の登録団体の一つ「虹つ子の会」の代表として環境と福祉を考える活動に取り組まれています。応募にあたっては、「あたたかい心やふれあいが育つ北秋田の施設となることを願つて」、日本語で「心のこもった、温かい」などを意味する言葉として使われている「ハートフル」と、地域の名称「北秋田」を組み合わせて応募。市では、これに集いの場を意味する「プラザ」の名称を加えて補作、「ハートフルプラザ・北秋田」と命名しました。

表彰のあと、佐藤助役は、

市長日誌

1/16
1/31

16日 火	新年度事業にかかる各部ヒアリングを実施
17日 水	北秋田市周辺衛生施設組合正副管理者会議に出席
18日 木	森吉阿仁新春交流会に出席
19日 金	北秋田市特選食材共同購入会設立総会に出席
20日 土	北秋田市民病院（仮称）用務で弘前大学附属病院を訪問
21日 日	北秋田市民病院（仮称）用務で秋田大学附属病院を訪問
22日 月	北秋田市老人クラブ連合会「単位クラブロータリー研修会並びに健康づくり講演会」に出席
23日 火	北秋田市米政策推進協議会に出席
24日 水	北秋田市女性史研究会総会に出席
25日 木	北秋田市民病院（仮称）用務で弘前大学附属病院を訪問
26日 金	北秋田市民病院（仮称）用務で秋田大学附属病院を訪問
27日 土	北秋田市集落農組合設立総会に出席
28日 日	北秋田市芸術文化協会交流会（鷹巣支部）に出席
29日 月	北秋田市民病院（仮称）用務で弘前大学附属病院を訪問
30日 火	北秋田市後期高齢者医療広域連合準備委員会にかかる監査を実施
31日 水	秋田内陸縦貫鉄道㈱第69回定期例取締役会に出席

コミュニティ助成事業で整備しました



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に
役立てられています。



市では、平成18年度「コミュニティ助成事業（宝くじ助成）により、一般コミュニティ助成事業で梅栄地区にて防犯灯（16灯）を整備しました。また、同じく一般コミュニティ助成事業で除雪機4台を住民のコミュニティ活動推進のために貸出用として整備しました。詳しくは、文化会館（☎ 62-3311）、合川支所企画総務課（☎ 78-2100）、阿仁支所企画総務課（☎ 82-2111）まで。

同助成事業は、宝くじの収益を財源に宝くじの普及、広報を図ることをねらいとして財団法人自治総合センターが行っているものです。

- 1 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体・グループであること
- 2 公共の福祉に反する団体・グループであること
- 3 特定の政党・宗教・営利活動を主な目的とする団体・グループではないこと

利用団体登録ができるのは

次の事項すべてに該当する団体・グループ

- 1 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体・グループであること
- 2 公共の福祉に反する団体・グループであること
- 3 特定の政党・宗教・営利活動を主な目的とする団体・グループではないこと

男女が対等なパートナーシップで 心豊かに暮らせる社会へ

市民のみなさんへ
家事や育児は女性の役割といった固定観念を解消し、職場、学校、地域、家庭など身近な場で、一人ひとりが主体的に取り組みましょう。

事業者・企業のみなさんへ

募集、採用、昇進、配置、賃金などの男女格差を解消し、男女が平等の立場で協力し、個性、能力意欲などが十分に發揮できる環境づくりに取り組みましょう。

ボランティア・NPOのみなさんへ
様々な分野で柔軟な発想や独創性を活かし、市とともに力を合わせて、男女共同参画社会の実現を目指しましょう。

利用団体登録ができる

次の事項すべてに該当する団体・グループ

- 1 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体・グループであること
- 2 公共の福祉に反する団体・グループであること
- 3 特定の政党・宗教・営利活動を主な目的とする団体・グループではないこと

「男女共同参画が言われて久しいが、拠点施設の利用数は増えていなかつた。命名の趣旨のとおり、暖かい心で運営され、交流が広がることを期待している」と感謝の言葉を述べました。

施設の登録団体は、「虹つ子の会」など現在9団体。各種サークルや市民活動などで利用されています。施設内には、会議用テーブル、メールボックス（施錠可）、24団体使用可能、パソコン、プリンター、コピー機などが共用備品として備え付けられています。登録と利用は次の通りですが、詳細については、左記までお問合せください。

利用団体が受けられる

次の事項すべてに該当する団体・グループ

- 1 男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体・グループであること
- 2 公共の福祉に反する団体・グループであること
- 3 特定の政党・宗教・営利活動を主な目的とする団体・グループではないこと

「利用登録申請書」に記入の上、会員名簿を添付して北秋田市交流センターの受付かまたは北秋田市役所本庁舎2階の企画部総合政策課へ提出してください。その後、「利用登録認定書」を交付し、利用団体登録の完了とともに施設をご利用いただけます。申請書は上記提出先にあります。ただし、コピー機の使用につ

いては、1枚につき10円の使用料がかかります。

施設の概要

1 施設、メールボックスを無料で利用できます。
2 共用備品を使用できます。

企画部総合政策課

☎ 62-6606

休館日／12月29日（1月3日

開館時間／午前8時30分～午後10時

所在地／北秋田市材木町2-1

企画部総合政策課

☎ 62-6606



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に
役立てられています。

